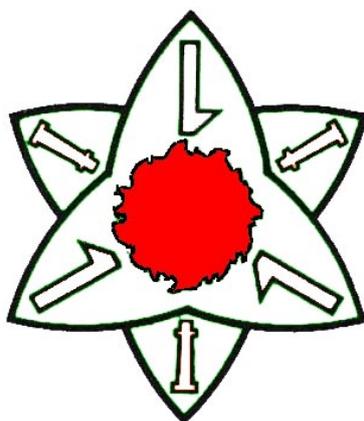


令和6年

# 火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

酒田地区広域行政組合

## 目 次

1	はじめに	1
2	令和6年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせるまちを目指して	2

## 資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4・5
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率（人口1万人当たりの出火件数）	12
15	初期消火の状況	13
16	出火原因別火災件数と損害額の状況	14
17	規模の大きな火災	14
18	火災出動人員の状況	15
19	火災出動車両の状況	15
20	火災件数の推移	16
21	火災種別の推移	16
22	全国・山形県・組合の出火率の推移 （人口1万人当たりの出火件数）	17
23	組合管内の出火率の推移 （人口1万人当たりの出火件数）	17
	利用上の参考事項	18・19

## 1 はじめに

この火災統計は、令和6年中（1月～12月）に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

## 2 令和6年中の火災状況

- 火災件数 36件 前年比 1件増
- 市町別件数 酒田市 31件 前年比 4件増  
庄内町 2件 前年比 同数  
遊佐町 3件 前年比 3件減
- 火災損害額 5億9,745万4千円 前年比 5億4,161万8千円増
- 焼損状況
  - 焼損棟数 45棟 前年比 16棟増
  - 焼損床面積 3,015㎡ 前年比 2,147㎡増
  - 焼損表面積 102㎡ 前年比 96㎡増
  - り災世帯数 20世帯 前年比 8世帯増
  - り災人員 51人 前年比 23人増
- 火災種別ごとの火災件数
  - 建物火災 25件 前年比 1件増
  - 林野火災 1件 前年比 同数
  - 車両火災 5件 前年比 4件増
  - その他の火災 5件 前年比 4件減

※建物火災のうち、住宅火災は10件（建物火災の内40%） 前年比1件減
- 四季ごとの火災件数
  - 春（3～5月） 15件 前年比 3件増
  - 夏（6～8月） 9件 前年比 3件増
  - 秋（9～11月） 9件 前年比 1件増
  - 冬（12～2月） 3件 前年比 6件減
- 火災による死傷者数の状況
  - 死者数 2人 前年比 1人減
  - 負傷者数 7人 前年比 同数
- 上位の出火原因（「その他」、「不明」を除く）
  - 1 「放火・放火の疑い」 11件
  - 2 「たき火」 3件

## 3 火災による被害を軽減する対策

### (1) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで出火防止対策に取り組む必要があります。放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えやすいものを置かない」「整理整頓し死角を作らない」ことを心がけるとともに、ごみは決められた日時に出すなど「放火させない環境」をつくるのが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理をすることが必要です。

### (2) たき火による出火防止対策

たき火は、原則禁止されています。ごみ等を屋外で焼却すると周囲の枯草や可燃物に延焼し、火災へ拡大するおそれがあるだけでなく、大気を汚染し、悪臭を発生することがあります。自宅敷地、畑、河川敷等で勝手な焼却はせず、ごみとして市や町の収集に出しましょう。病虫害防除や寺社行事で、やむを得ずたき火を行う場合は、最寄りの消防署に届け出て指示に従い、たき火をしている時はその場を離れないようにし、水をかけるなどして完全に消火したことを確認しましょう。

### (3) 住宅防火対策

ストーブによる火災は、周囲に燃えやすい物を置いたり、ごみが散乱する部屋の中でストーブを使用し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ってしまうものがあります。ストーブの周囲は整理整頓して使用しましょう。

また、配線器具、電気機器など電気関係から出火した火災も多くあります。電気配線は重いものの下敷きになっていないか、たこ足配線になっていないか、配線の差込口に埃がたまっていないかなど、日ごろから「目配り、気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。電気機器は、適切な使用方法と維持管理をしないと火災になる場合があります。安全に使用できる年数を把握し、計画的に交換をするようにしましょう。

#### 4 安全・安心に暮らせるまちを目指して

##### (1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、定期的に消防訓練を行うことが定められています。火災を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、火災時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが大切です。定められた時期に必ず実施しましょう。

また当消防本部ではブラインド型訓練を推進しています。これまでの消防訓練は、マニュアルのとおり訓練を行う「シナリオ型訓練」が一般的でした。ブラインド型訓練は、実施者の熟練度に合わせて段階的に訓練内容を知らせずに行うもので、より実践的な火災対応力を養うことを目的としています。

##### (2) 防火意識の高揚

当消防本部では、マスメディア、ホームページ、広報紙及び消防フェスティバルなどの予防広報事業を通じ住民の皆様へ予防啓発活動を行っています。また、地域、事業所、学校等の消防訓練に出向し防火指導を行っていますので、一緒に防火意識の高揚を目指しましょう。

##### (3) 住宅防火の推進

全国的に毎年、住宅火災による死傷者が多く発生しており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ「火災予防は家庭から」を基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくすため、住宅用火災警報器の設置が義務付けされております。万が一の火災に備え、家族やご自身の身を守ることに。そして近隣住民のためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

また既に設置されている場合でも、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。このため、定期的に作動点検を行うとともに、設置年月日を確認し、設置後10年を目安に交換を行いましょう。

##### (4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求するなど、トラブルが各地で発生しています。

その手口は、

###### ① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

ア 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。

イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった」と緊急性を強調します。

ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

###### ② 事業所に対する点検の場合

ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。

イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集め始めます。

ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。

エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

以上のことから、トラブルを防止するためのポイントとして、相手方に身分証明書等の提示を求める。怪しいと思ったらはっきりとその場で断り、容易に署名や押印はしない。相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に通報することが大切です。

# 1 火災概況

令和6年と令和5年の比較

区 分		単位	令和6年	令和5年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	36	35	1
	建 物		25	24	1
	林 野		1	1	
	車 両	件	5	1	4
	船 舶				
	航 空 機 そ の 他		5	9	△ 4
焼 損 棟 数		棟	45	29	16
建 物 焼 損 床 面 積		m <sup>2</sup>	3,015	868	2,147
建 物 焼 損 表 面 積		m <sup>2</sup>	102	6	96
林 野 焼 損 面 積		a	20	13	7
り 災 世 帯 数		世帯	20	12	8
り 災 人 員		人	51	28	23
損 害 額		千円	597,454	55,836	541,618
死 者			2	3	△ 1
負 傷 者		人	7	7	
月 平 均	出 火 件 数	件	3.0	2.9	0.1
	焼 損 棟 数	棟	3.8	2.4	1.4
	建 物 焼 損 床 面 積	m <sup>2</sup>	251.3	72.3	179.0
	り 災 世 帯 数	世帯	1.7	1.0	0.7
	り 災 人 員	人	4.3	2.3	2.0
	損 害 額	千円	49,788	4,653	45,135
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	16,596	1,595	15,001
人 口		人	126,189	129,147	△ 2,958
世 帯 数		世帯	54,526	54,756	△ 230
出火率 (人口1万人当たりの出火件数)			2.9	2.7	0.2

## 2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別						焼損棟数								焼損面積			
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	火元				類焼				建物 (㎡)		林野 (a)	
								全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積		
1月																			
2月	2	1		1				1									97		
3月	1	1						1			4			1		732			
4月	4	2	1			1	1		1							76	1	20	
5月	10	7					3	2	1	1	3	2		1		715			
6月	5	3		2				2			1	2		1		476			
7月	4	4							2		2			1		120	1		
8月																			
9月	2	2						1			1			3		164			
10月	1			1															
11月	6	4		1		1	3			1	1			4		635			
12月	1	1								1							100		
計	36	25	1	5			5	11	3	3	8	9		11		3,015	102	20	

令和5年	35	24	1	1			9	6	2	5	11		1	4		868	6	13	
------	----	----	---	---	--	--	---	---	---	---	----	--	---	---	--	-----	---	----	--

〈その2〉

り災世帯数			死傷者		損 害 額 (千 円)							
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	航	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	空	の
				者			物				機	他
1			1	1	1,592	1,442	86		60			4
2		1			91,400	88,378	1,857		1,165			
		1			615	471	21					123
2		1		1	56,757	38,126	18,485		145			1
1				1	14,818	13,399	649		770			
1	1	2	1	1	13,717	13,515	202					
		1			5,692	4,879	813					
				1	250				250			
2		4		2	412,327	404,637	6,862		459			369
					286	286						
9	1	10	2	7	597,454	565,133	28,975		2,849			497

2		10	3	7	55,836	41,636	12,832		372			996
---	--	----	---	---	--------	--------	--------	--	-----	--	--	-----

### 3 目で見る火災統計

#### 年間36件の火災が発生

建物火災は25件（全火災件数の69%）  
うち住宅火災は10件（建物火災の40%）



20世帯51人がり災した



火を使っている時はその場を離れない  
離れる時は火を消す



#### 出火原因の上位は

放火・放火の疑い	11件
たき火	3件



死者2人 負傷者7人



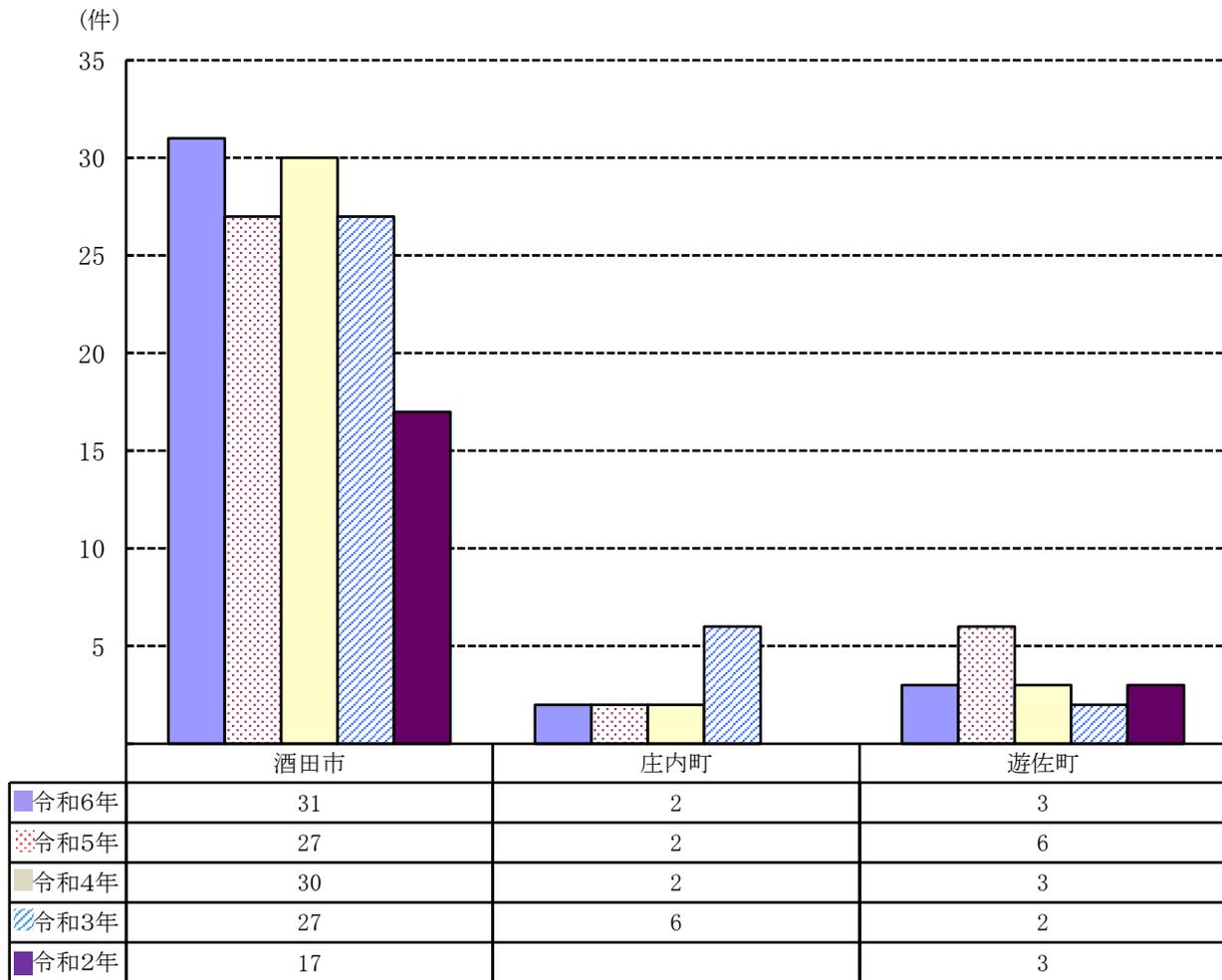
5億9,745万4千円の財産が灰に  
火災1件あたり1,659万6千円



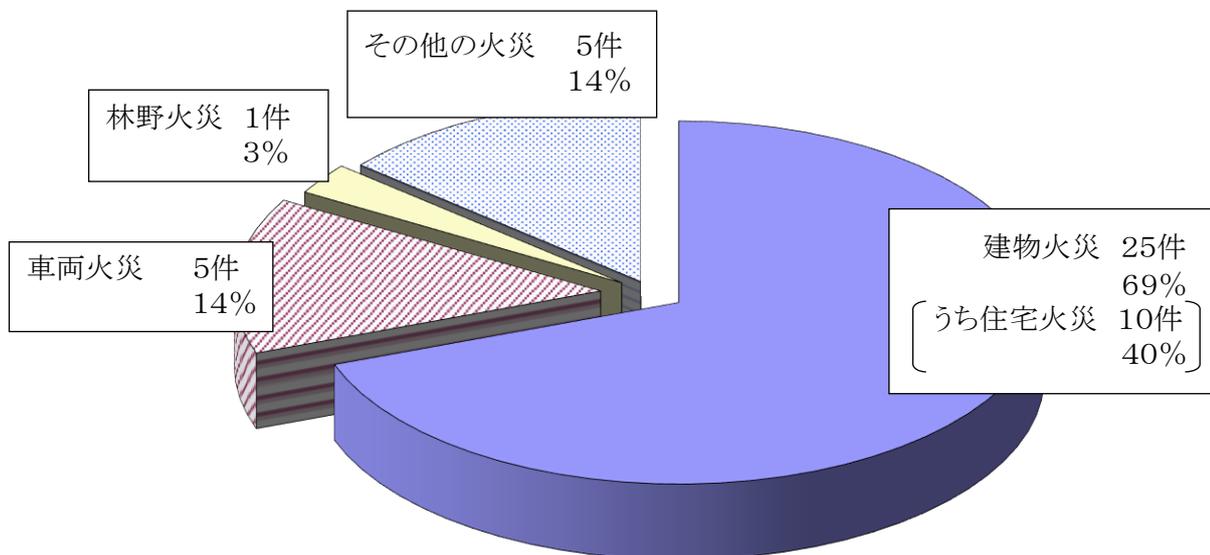
#### 4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別							焼損棟数					焼損面積			り災世帯数				死傷者		損害額（千円）									
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物（㎡）		林野（a）	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計	
													床面積	表面積																	
酒田市	31	21	1	5			4	37	17	2	3	15	2,613	102	20	17	8		9	44	1	6	551,321	27,982						497	582,649
庄内町	2	1					1	1		1			83			1		1		1	1		4,261							4,261	
遊佐町	3	3						7	3			4	319			2	1		1	6		1	9,551	993						10,544	
計	36	25	1	5			5	45	20	3	3	19	3,015	102	20	20	9	1	10	51	2	7	565,133	28,975			2,849		497	597,454	

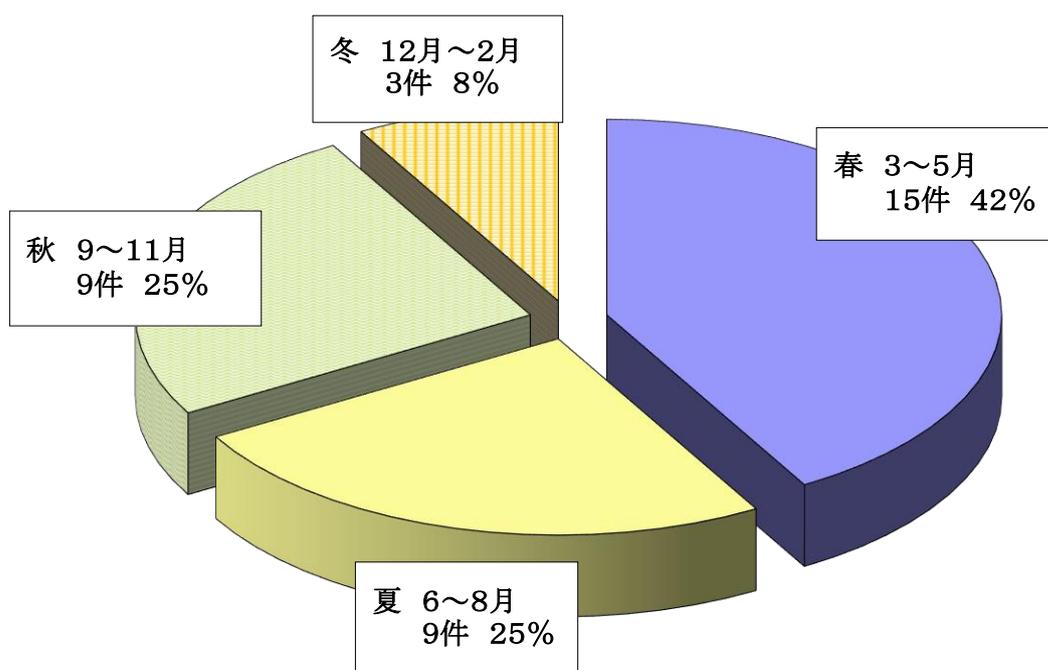
## 5 市町別火災件数の推移



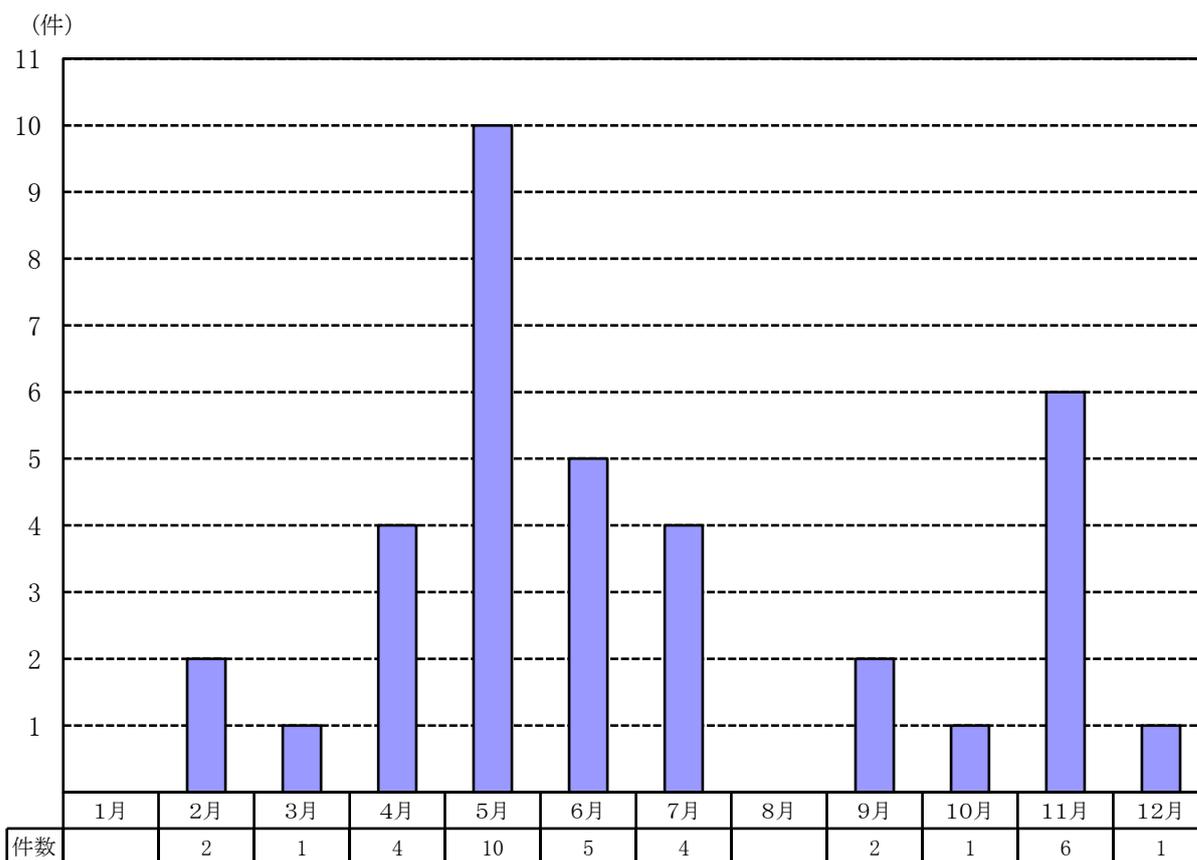
## 6 火災種別出火件数



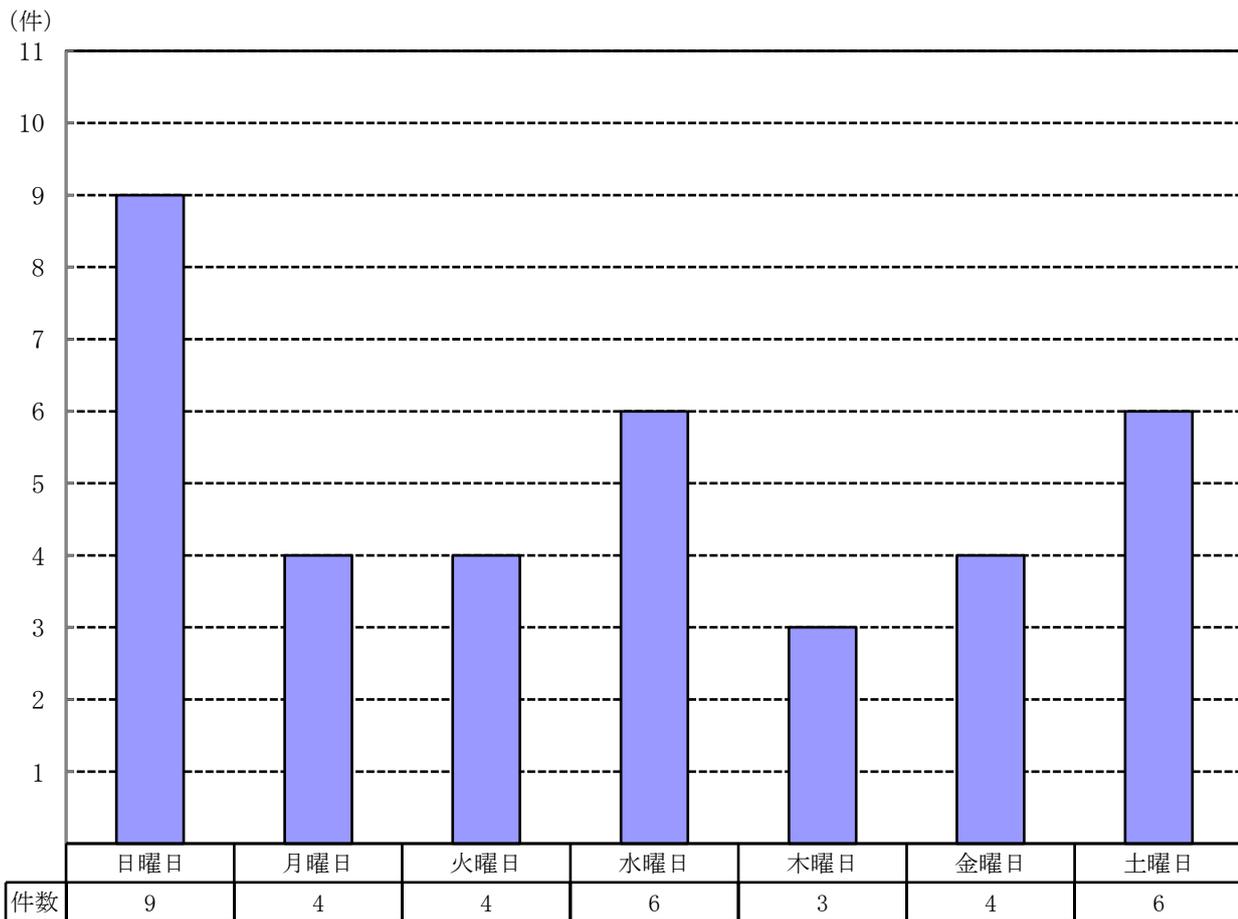
## 7 四季別火災件数



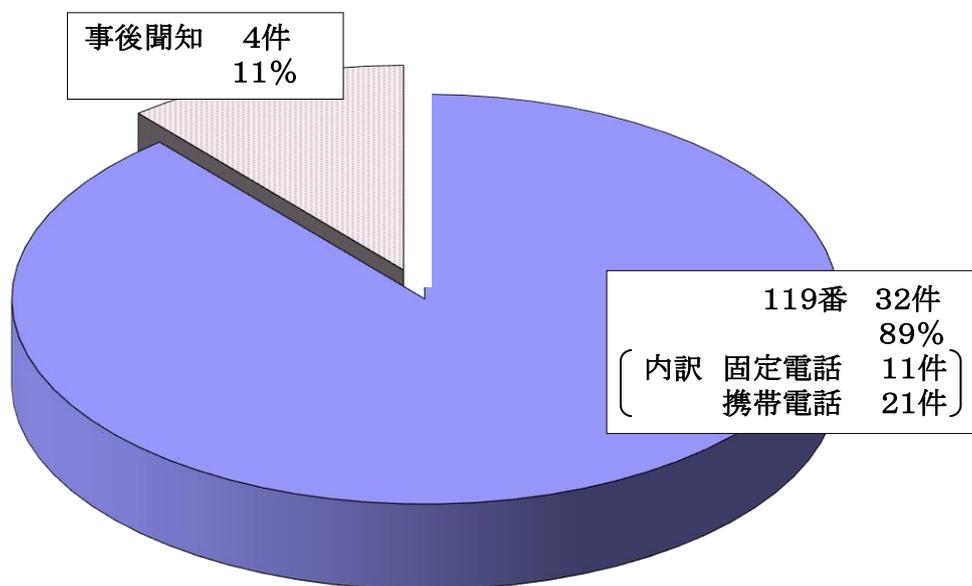
## 8 月別火災件数



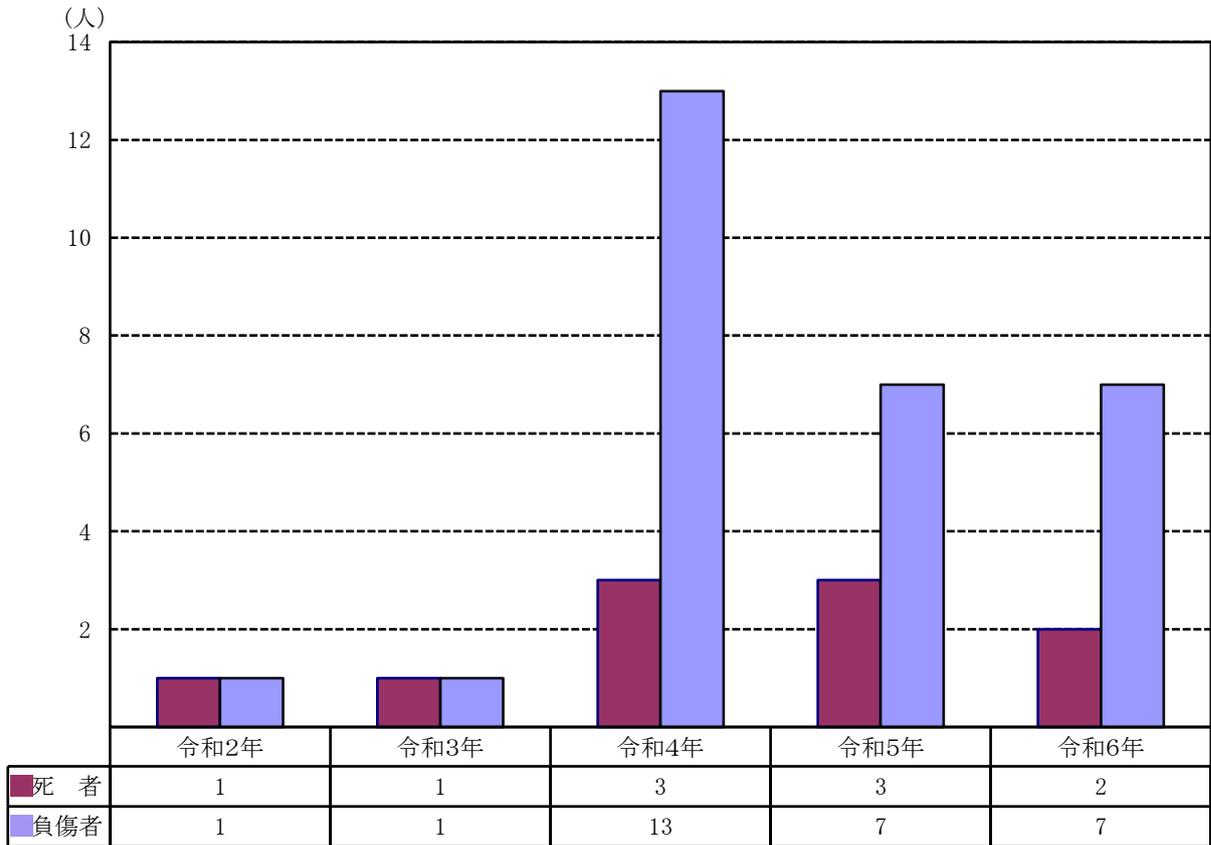
## 9 曜日別火災件数



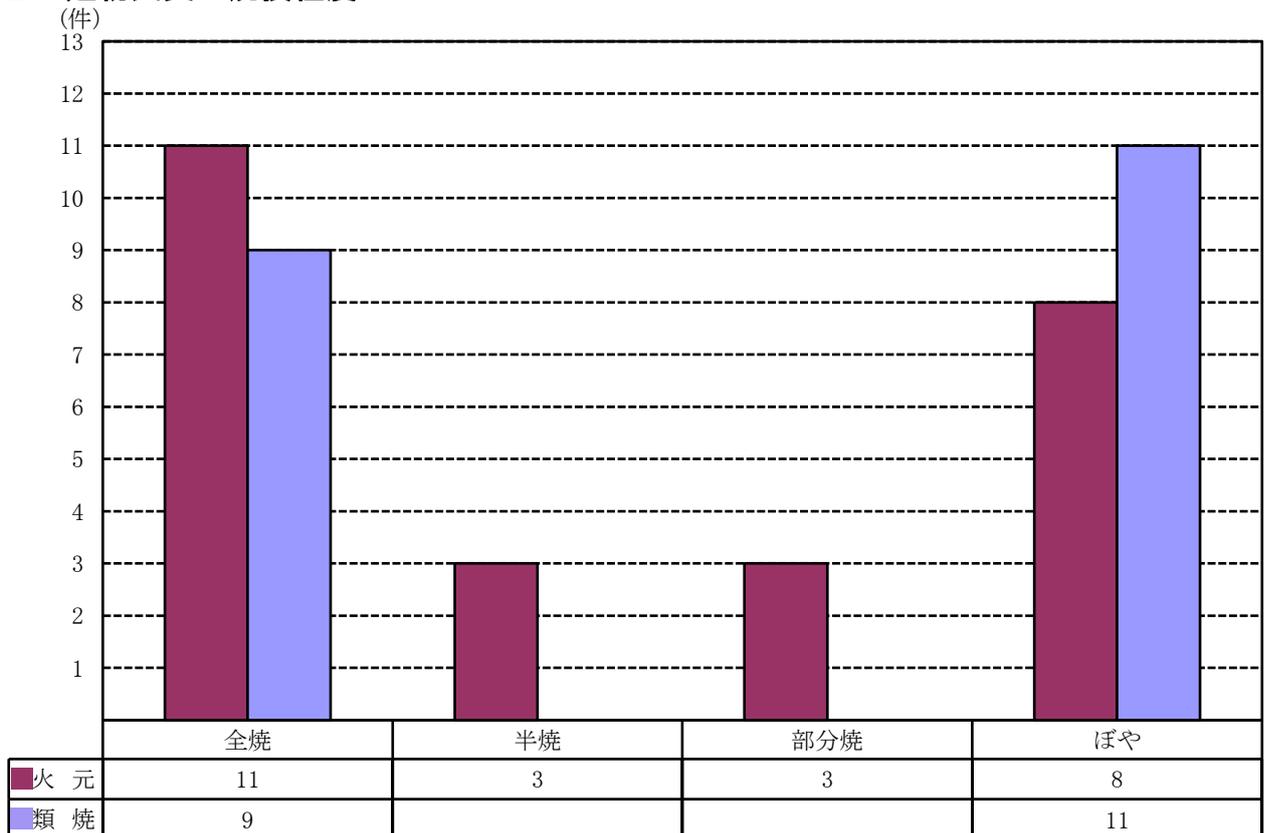
## 10 覚知方法別火災件数



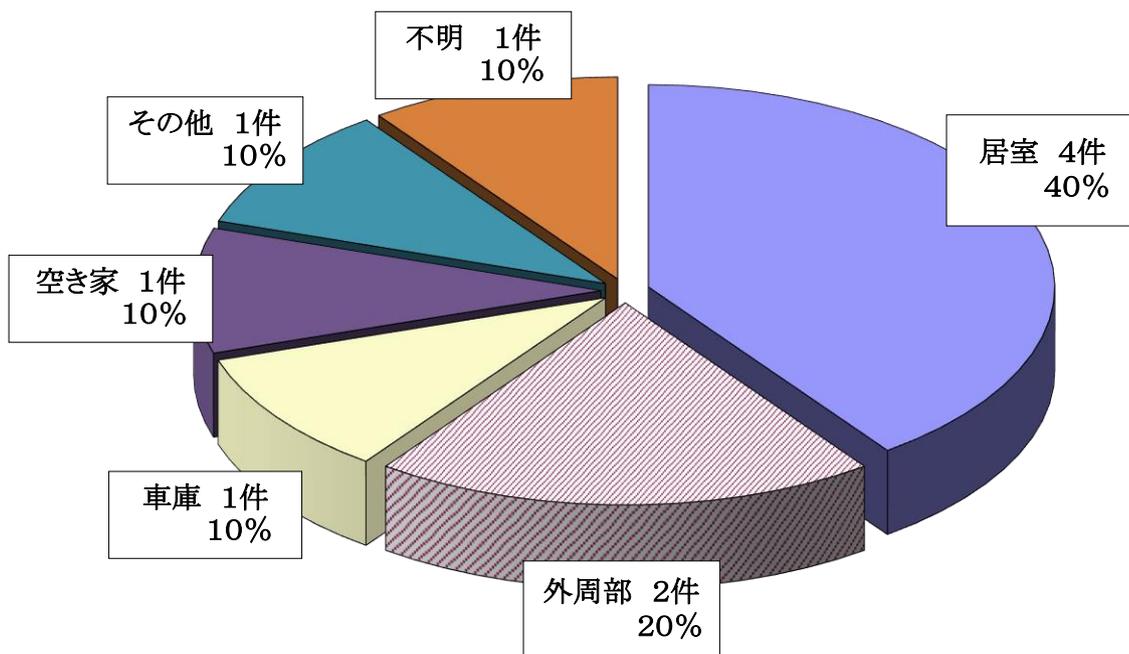
## 1 1 死傷者の推移



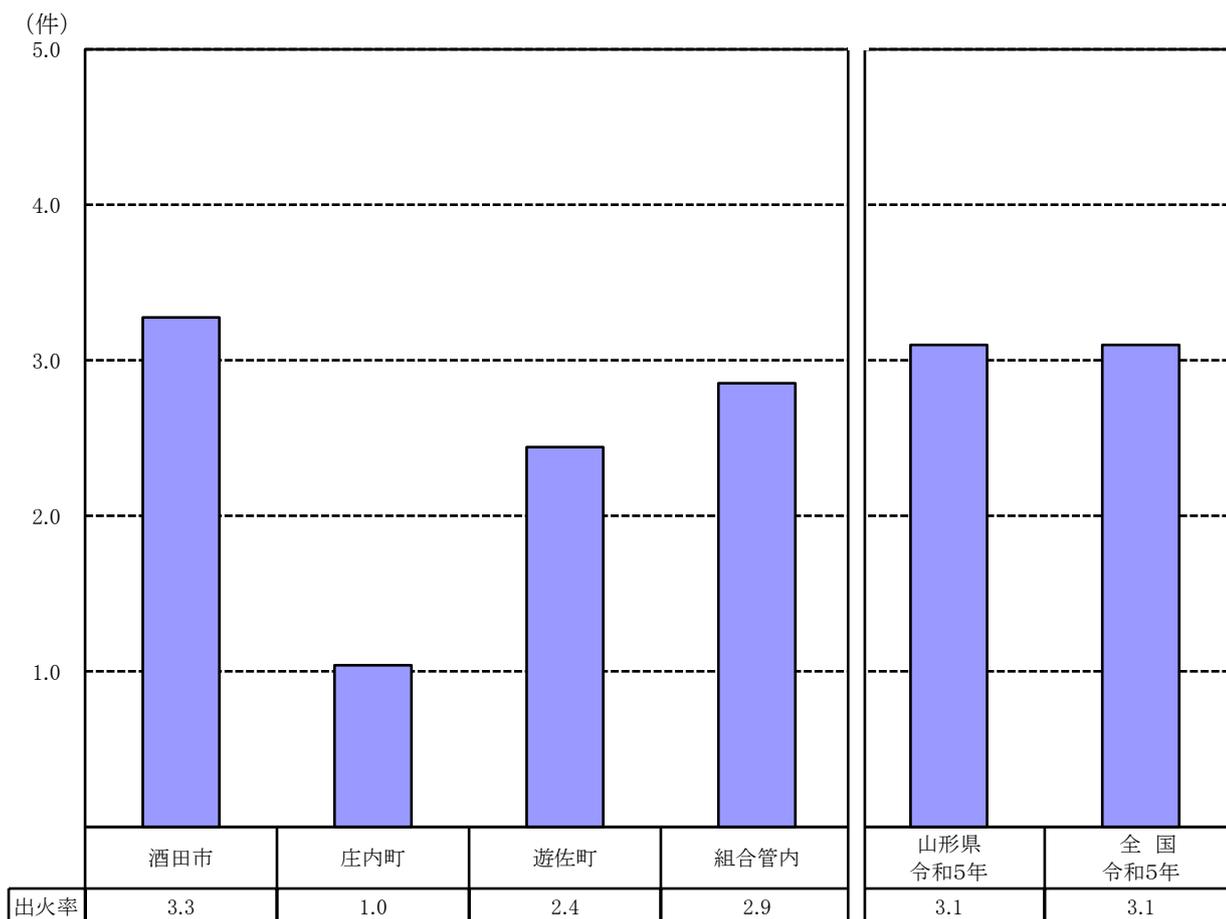
## 1 2 建物火災の焼損程度



### 1 3 住宅火災の出火箇所の状況



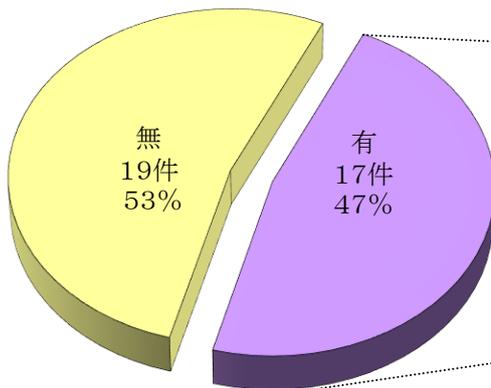
### 1 4 出火率(人口1万人当たりの出火件数)



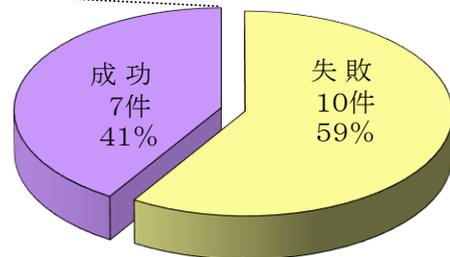
## 15 初期消火の状況

### (1) 初期消火の実施状況

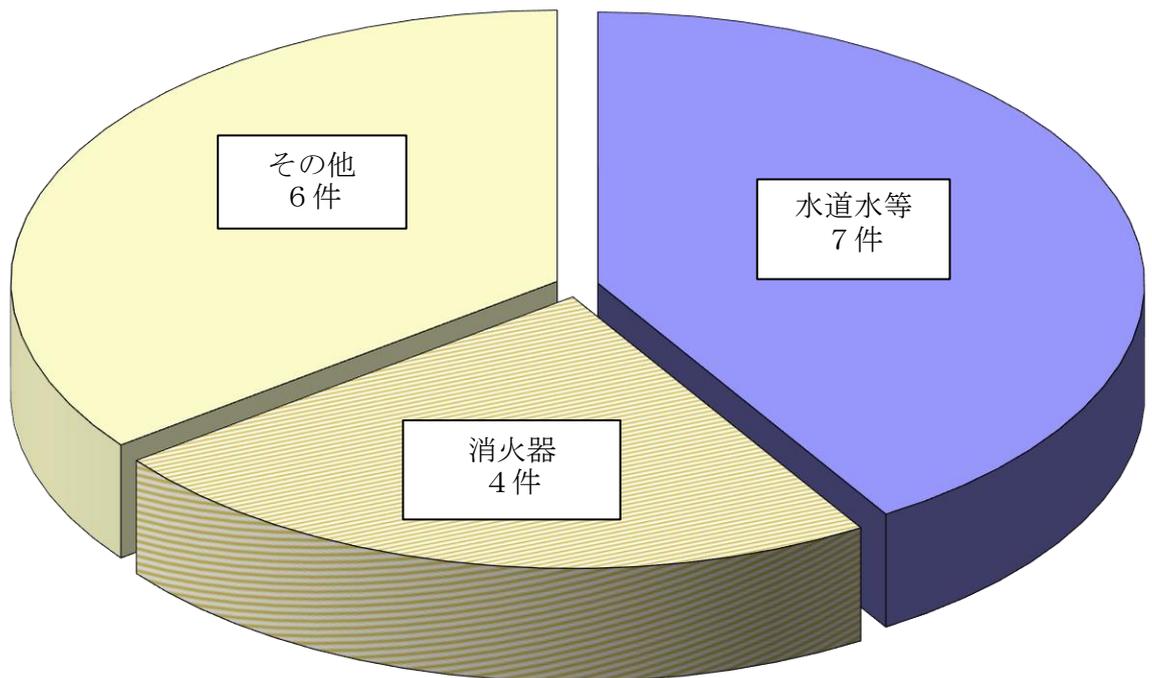
初期消火の有無



初期消火の結果

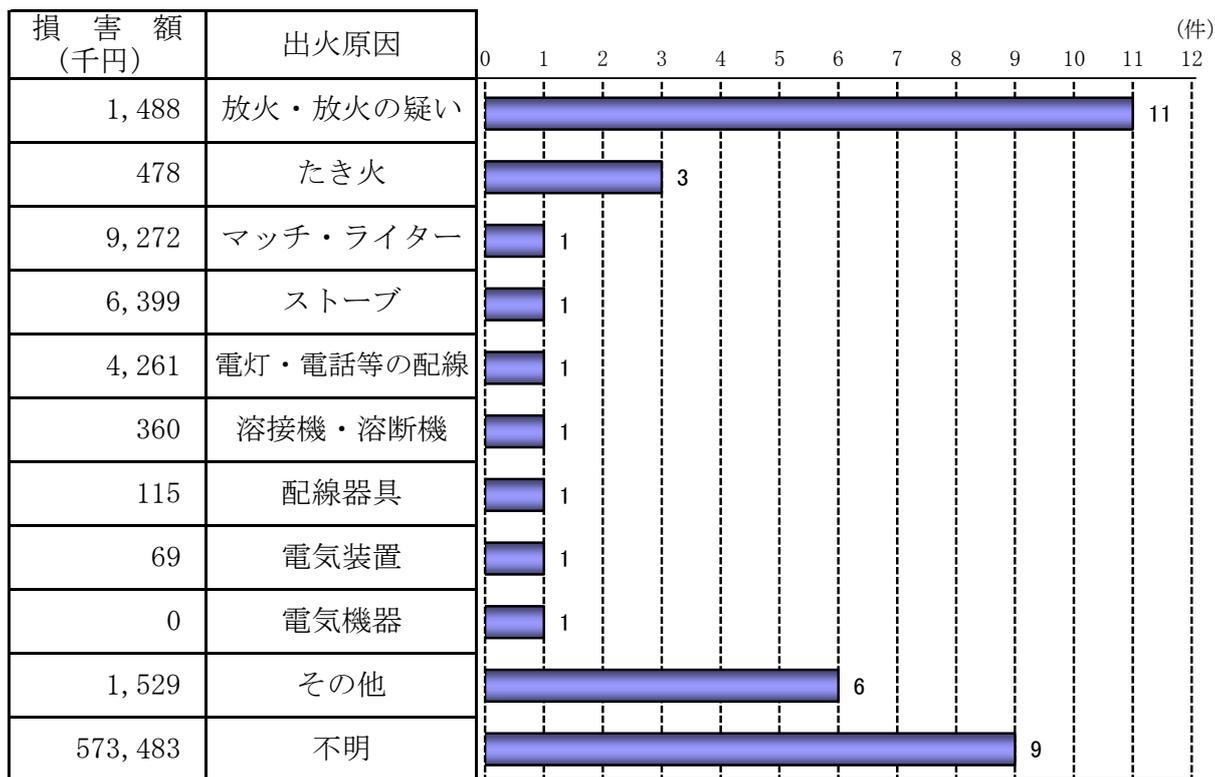


### (2) 初期消火器具等の使用状況



※ 水道水等とは、水道水や汲み置きの水によるものです。  
その他とは、叩く、池に投げる、息を吹きかける等を行い消火したことです。

## 16 出火原因別火災件数と損害額の状況



※ 出火原因の「その他」とは、国の統計分類上、いずれの原因にも該当しないもので、具体的には落雷による出火や廃材等の焼却中に延焼拡大したもの等があります。

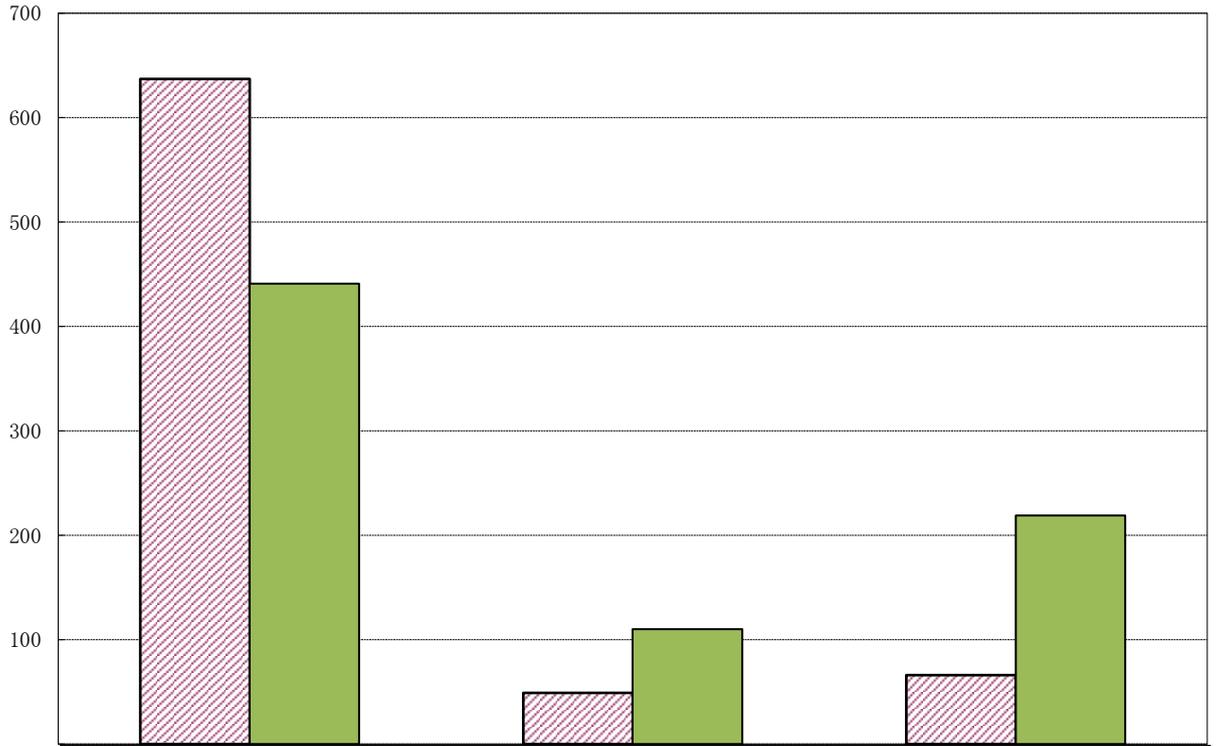
## 17 規模の大きな火災

発生月日	覚知時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
3月1日	21:41	酒田市	倉庫	不明	732	5			1			91,400
5月13日	1:36	酒田市	倉庫	不明	484	3						49,777
11月5日	2:13	酒田市	住宅	不明	411	2			2			405,241

※ 焼損面積500m<sup>2</sup>以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

### 18 火災出動人員の状況

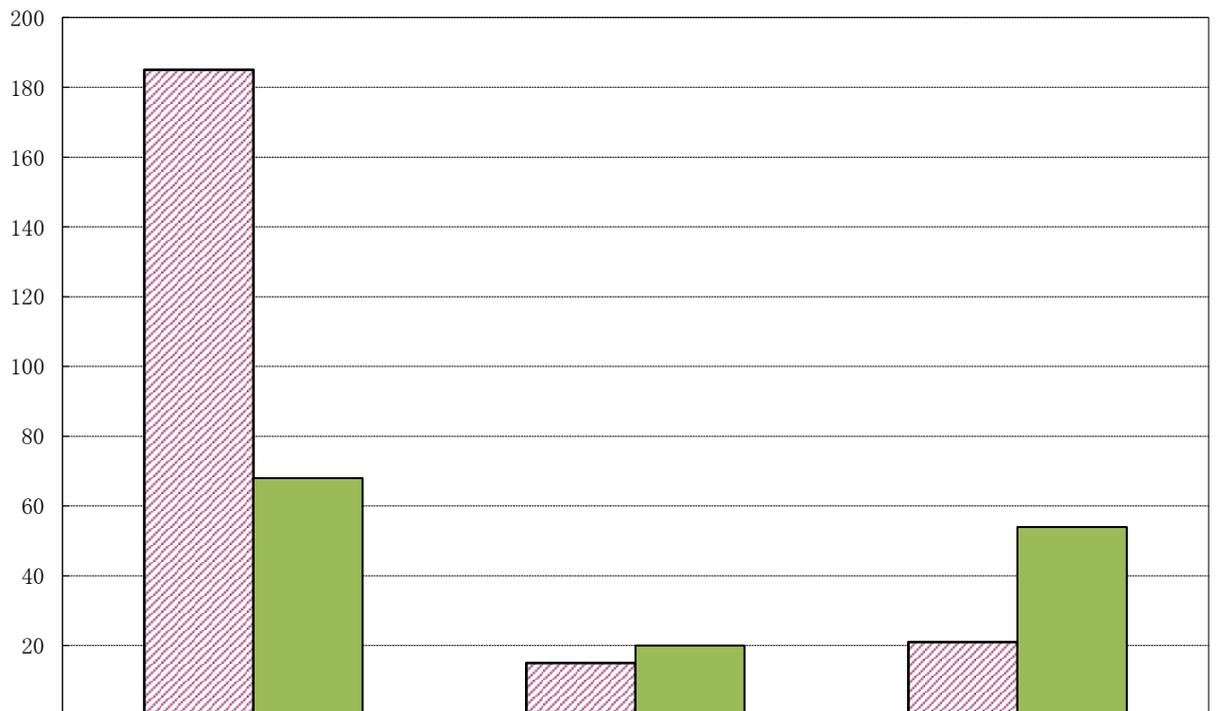
(人)



	酒田市	庄内町	遊佐町
火災件数	31	2	3
消防職員	637	49	66
消防団員	441	110	219

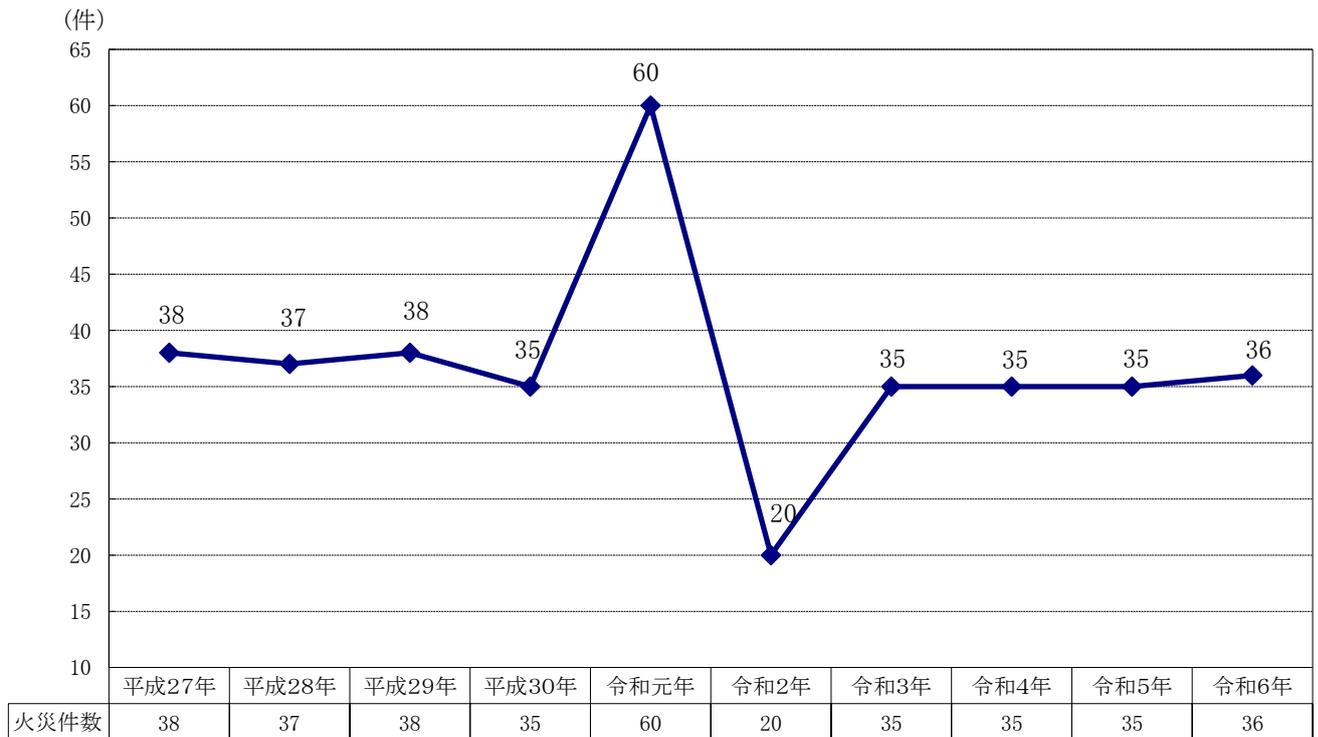
### 19 火災出動車両の状況

(台)

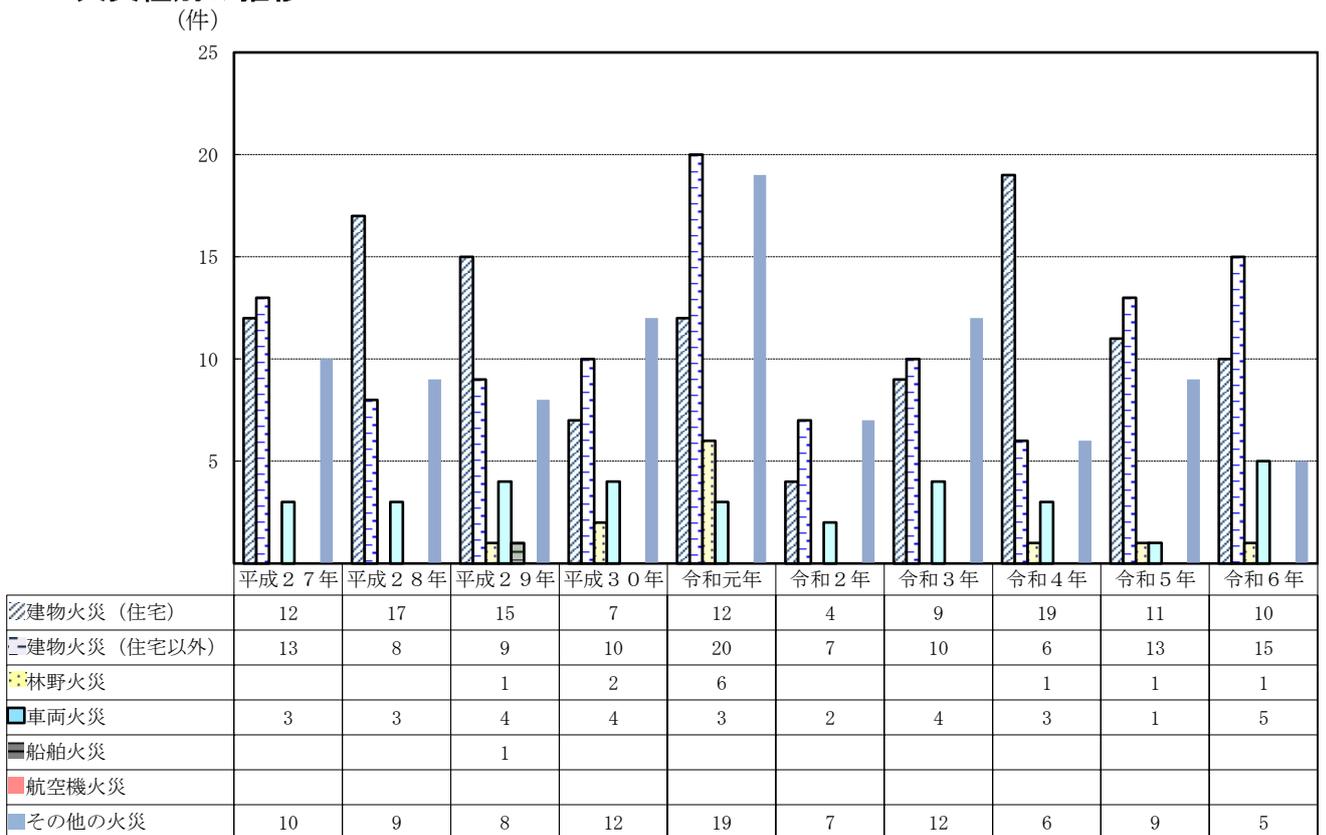


	酒田市	庄内町	遊佐町
火災件数	31	2	3
消防署	185	15	21
消防団	68	20	54

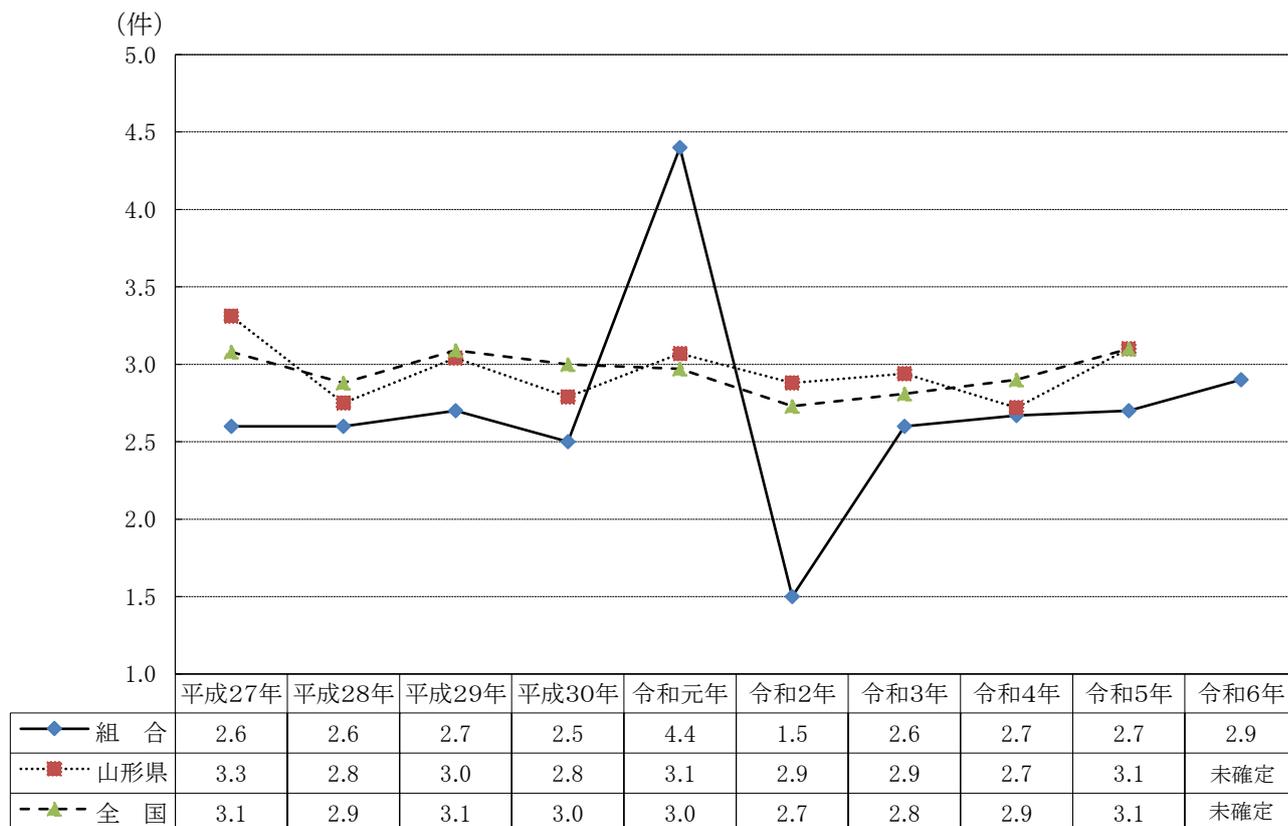
## 20 火災件数の推移



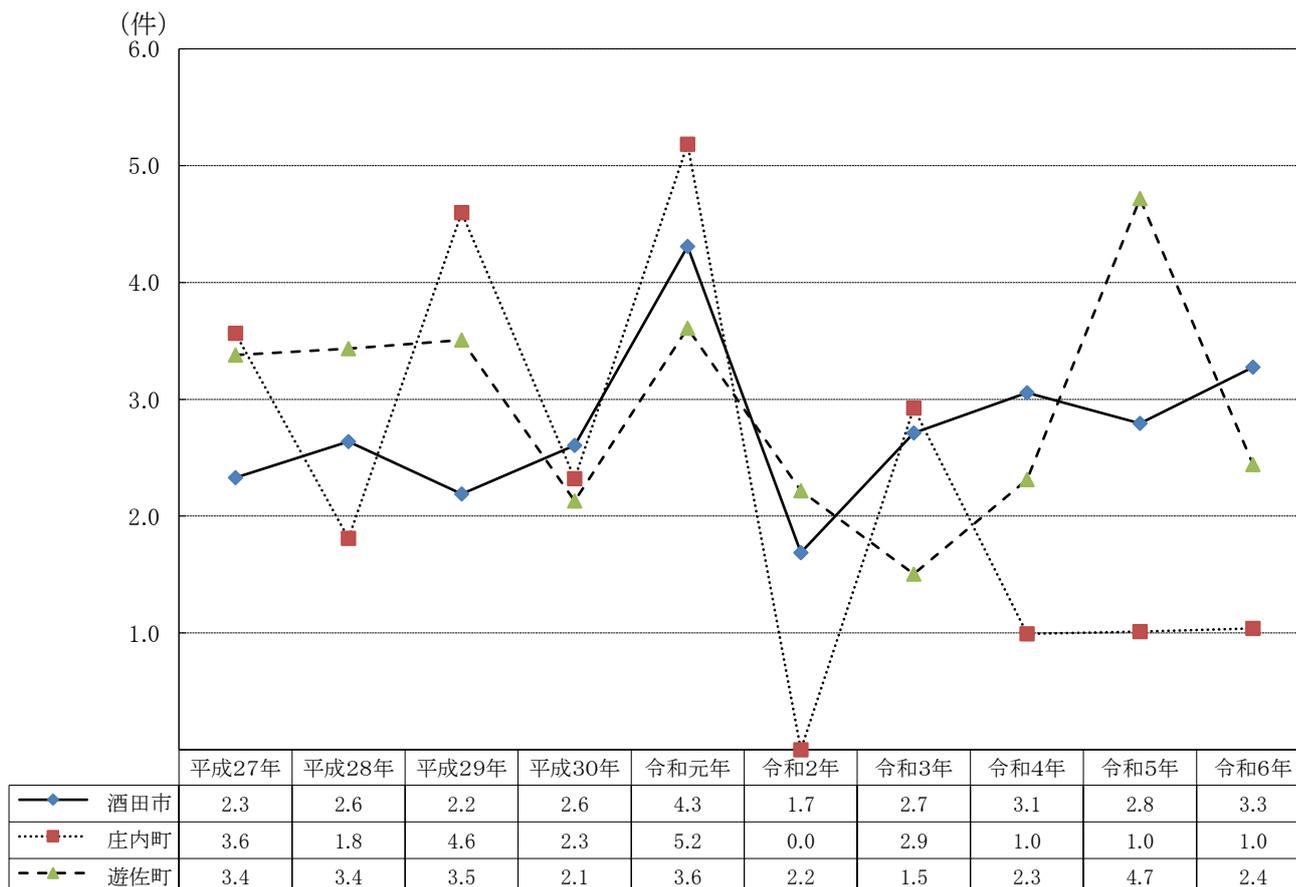
## 21 火災種別の推移



## 2 2 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



## 2 3 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



## 利用上の参考事項

### 1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

### 2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

#### (1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

#### (2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

#### (3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

#### (4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

#### (5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

#### (6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

### 3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含まれません。

#### 4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

##### (1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

##### (2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

##### (3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

##### (4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

#### 5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

##### (1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

##### (2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

##### (3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

#### 6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

#### 7 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。



備えよう

住宅用

火災警報器